

2026年3月16日
プルデンシャル生命保険株式会社

弊社の一部営業社員への支払い済み報酬の不足に関するお知らせ

このたび、弊社の一部の営業社員および元営業社員への支払い済みの報酬が、最低賃金法に定める金額を満たしていなかったことが判明いたしました。これは弊社における報酬の計算方法の誤りにより発生したものです。該当の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

対象となる元営業社員の皆さまに周知を行うため、2026年3月中旬から順次、個別通知を郵送いたします。

後段の「対象者」に該当するものの、2026年4月末頃を過ぎても転居等で通知が届いていない場合、「2. お問い合わせ先」までお電話いただけますと幸いです。

1. 対象者

2018年12月1日から2025年11月30日までの期間に当社に在籍されていた方が対象となります。なお、この条件に当てはまる場合でも、お支払いの対象とならない場合もございますので、予めご了承ください。

支払い済みの報酬が最低賃金法に定める金額を満たしていない方には、2018年12月報酬以降に発生している不足額を、2026年4月以降順次お支払いいたします。

2. お問い合わせ先

プルデンシャル生命保険株式会社 営業報酬チーム特別窓口 電話番号：03-5501-5153 受付時間：平日 10:00～16:00 (土曜・日曜・祝休日・年末年始は休業となります)

以上